

# 「居宅介護等サービス」重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日 現在>

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 サービスを提供する事業者

事業所法人名	社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
所在地	〒335-0005 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号
電話番号	048(443)6051
代表者氏名	会長 下村 純久

## 2 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所 平成21年4月1日指定
事業所の名称	蕨指定ホームヘルパーステーション
事業所番号	1111400188
事業所の所在地	〒335-0005 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号
電話番号	048(434)8822
管理者	管理者 平宇 淳一
通常の実業の実施地域 主たる対象者	通常の実業の実施地域は、蕨市の区域 身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者・厚生労働大臣が定める難病患者等

## 3 サービスの目的・運営方針

目的	事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに同行援護、移動支援その他生活全般にわたる援助を適切に行います。
運営方針	関係法令を厳守し、利用者が必要なときに必要な障害福祉サービスの提供ができるように努めるものとします。また、他の社会資源との密接な連携に努めます。

#### 4 サービス提供職員の設置状況

職 種	人数	業 務 内 容
管 理 者	1 名	事業所の職員の管理及び業務の運営の総括
サービス提供責任者	1 名以上	事業所に対する指定居宅介護等の利用申し込みに係る調整、居宅介護等計画の作成等
ホームヘルパー	2.5名以上 (常勤換算)	指定居宅介護等の提供
事務職員	1 名	居宅介護事業に伴う事務

#### 5 営業時間

営 業 日 月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）

営 業 時 間 午前8時30分から午後5時

#### 6 事業所が提供するサービス

##### (1) 「居宅介護等計画」の作成

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護等計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

##### (2) 各サービスの内容

**居宅介護** 自宅で、入浴、排泄、食事等の身体介護。調理、洗濯、掃除、買い物等の家事援助を行います。又、病院への通院介助を行います。

**重度訪問介護** 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方を対象としたサービスです。身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

**同行援護** 視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において同行し、移動時の援護及び外出先での視覚的情報の支援を行います。また、排泄・食事等の外出時必要な援助を行います。

**移動支援** 屋外での移動に著しい制限のある方を対象として、官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出援助を適切に行います。

#### 7 利用料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給費を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス利用料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。また、移動支援サービスについては、蕨市障害者移動支援事業実施要綱等の定めによりお支払いいただきます。

##### <夜間等の割増>

早朝（6：00-8：00）または夜間（18：00-22：00）にサービス提供を行った場合は、通常料金の25%増しとなります。また、深夜（22：00-6：00）にサービス提供を行った場合には通常料金の50%増しとなります。

< 2人のヘルパーにより訪問を行った場合 >

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額となります。

< 水光熱費等 >

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、総合社会福祉センター内で入浴サービス等を実施した場合には、別途水光熱費（1回150円）をお支払いいただきます。

< サービスの実施による加算 >

(1) 緊急時訪問介護加算 100単位

利用者やその家族からの要請に基づき、当事業所のホームヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合に1回につき上記の単位数が加算されます。

(2) 初回加算 200単位

新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、同月内にサービス提供責任者が指定居宅介護等を行う場合または当事業所のホームヘルパーに同行訪問した場合に上記の単位数が加算されます。

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）利用料の20%（重度訪問介護は14.6%）

介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）利用料の5.5%

福祉・介護職員の賃金改善を実施し、加算のキャリアパス要件のいずれかに適応し、職場環境等要件を満たす場合に加算されます。

< 交通費 >

蕨市の区域内に居住の方は無料です。

それ以外の地域の方は、ホームヘルパーが訪問するための交通費の実費が必要です。なお、自動車又はバイクを使用した場合には、下記の料金をいただきます。

事業の実施地域を越えてから、片道2km以上10km未満	150円/回
事業の実施地域を越えてから、片道10km以上	200円/回

< キャンセル料 >

利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時00分までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但し利用者の体調不良等やむをえない場合のキャンセル料はいただきません。

ご利用の24時間前までに連絡いただいた場合	無 料
ご利用の24時間前までに連絡がなかった場合	利用者負担相当額

< 利用者負担金の支払いについて >

事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月15日までに利用者へ請求します。利用者負担金は翌月次の方法でお支払いいただきます。

- ① 銀行口座からの口座振替 ② 現金による支払い

## 8 秘密保持

訪問介護員は、サービスを提供するうえで知り得た甲及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。この守秘義務は、契約終了後並びにその担当者がその職を離れた後も同様です。

## 9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

## 10 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお住まいの市町村、親族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

## 11 その他の重要事項

### (1) 個人情報の保護について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。また、事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとします。なお、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

### (2) 衛生管理等について

感染症の予防及びまん延の防止対策として、事業所内の衛生管理、訪問時等における衛生管理を行います。

### (3) 虐待の防止について

虐待の発生または再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的で開催します。また職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

### (4) 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時における、非常時の体制で早期に業務再開を図るための事業継続計画を策定します。

### (5) 身体拘束等の原則禁止について

身体拘束の適正化として、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体を拘束する場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明と同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録を行います。

## (6) ハラスメントの防止について

事業所は職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為には、「ハラスメント防止のための指針」(別紙)に基づき、必要な措置を講じます。

### 1 2 サービス内容に関する相談、苦情

(1) 当事業所の居宅介護等に関する相談や苦情、虐待防止に関する相談には迅速かつ適切に対応します。

電話 048-434-8822 FAX 048-441-5405

訪問介護サービスのご利用に関するご相談

○サービス提供責任者 横田 佳子

虐待防止に関するご相談窓口

○受付担当者 横田 佳子

○責任者 平宇 淳一

身体拘束適正化に関するご相談窓口

○受付担当者 横田 佳子

○責任者 平宇 淳一

苦情の受付窓口

○受付担当者 横田 佳子

○責任者 平宇 淳一

(2) 当事業所以外に、市役所の相談、苦情申立窓口等に苦情を伝えることができます。

蕨市役所健康福祉部福祉総務課(障害者福祉係)

電話 048-433-7754(直通)

048-432-3200(蕨市役所代表)

(3) 埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会事務局 相談専用窓口

電話 048-822-1243

(4) 蕨市社会福祉協議会苦情解決第三者委員

○元行政職員 増山 富美男 電話 048-442-8543

○民生委員 小畑 正子 電話 048-445-9491

### 1 3 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は原則以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

① 医療行為

② 年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 利用者以外の家族等に対する調理、洗濯等直接本人の援助に該当しない業務

④ 花木の水やり、草むしりなど日常生活の援助に該当しない業務

⑤ 家具の移動や窓のガラス磨き、仏壇掃除など日常的に行われる家事の範囲を超える業務

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号  
社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会  
蕨指定ホームヘルパーステーション  
サービス提供責任者 横田 佳子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護等サービスについての重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所  
氏 名 印

代理人 住 所  
氏 名 印

署名代筆者 住 所  
氏 名 印